
米国の規制改革及び競争政策に関する日本政府の要望事項

平成 15 年 10 月 24 日

はじめに

1997年以降4年間にわたり行われてきた「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」及び、2001年6月30日の日米首脳会談において小泉総理とブッシュ大統領により設立された「成長のための日米経済パートナーシップ」(「パートナーシップ」)の下での「規制改革及び競争政策イニシアティブ」(「改革イニシアティブ」)の一年目及び二年目の対話は、両国の規制・制度面での問題を明らかにし、不要な規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善を図る上で成果をあげてきた。

しかしながら、米国の規制・制度の中には、依然として、(1)米国特有であり、国際基準に調和していないもの、(2)自由貿易の理念に反するもの、(3)公正な競争を阻害するものが見られるのも、また事実である。これらの中には、米国で事業活動を行う日本企業に不合理な負担を課すものとして、無視できない懸念材料となっているものも多く含まれている。米国が用いる様々な一方的措置はその典型例であるが、これらは、WTOルールとの整合性の観点からも問題を孕んでいる。

さらに、日本政府は、領事、流通、輸出管理などの分野における米国政府による一連の政策変更・規制強化が、日米両国間の活発かつ円滑な通商関係や人の交流を阻害しかねないとの危惧を強めている。日本政府は、米国政府がテロとの闘いを遂行していく中で国土の安全を確保する必要性がますます高まっているためにこれらの措置を執ってきたものであることを理解している。しかし同時に、世界の二大経済であり緊密な同盟国である両政府は協力して、これらの措置が、日米両国間の経済関係に否定的な影響を与えることがないように努力すべきである。これは、こうした取り組みこそが、日米両国とともに世界の持続可能な成長を促進する「パートナーシップ」の目的に適うと考えるからである。

このような現状認識の下、日本政府は、改革イニシアティブの下での三年目の対話を開始するにあたり、米国政府に対し、規制改革及び競争政策に関する要望書を提出する。日本政府としては、本要望書を十分反映させる形で、米国政府の政策の改善や更なる規制改革及び競争政策の推進を求めていく方針である。

日本政府として、この改革イニシアティブの下での米国政府との率直かつ建設的な対話が、日米経済関係の更なる強化及び深化に大きく資することを強く望む。日米両国は、経済成長の推進、経済調和の促進、及び開かれた多国間貿易システムの強化のための指導的な役割を担っていることを十分に認識し、グローバル化時代における対話と協力のモデルを自ら示していかなばならない。そして、かかる対話を可能とするために、米国政府が、双方通行の対話の原則に基づき、本要望書に掲げられた各要望事項につき真剣に検討し、具体的な成果を上げるべく積極的に行動することを期待する。

米国の規制改革及び競争政策に関する日本政府の要望事項

目 次

| | |
|---|----|
| <u>I. 規制改革及び競争政策に関する分野横断的な問題</u> | 1 |
| 1．領事事項 | 2 |
| 2．流通 | 9 |
| 3．貿易・投資関連措置 | 13 |
| 4．制裁法 | 21 |
| 5．競争政策 | 24 |
| 6．法律サービス及びその他法律関連事項 | 25 |
| 7．公共工事 | 27 |
| <u>II 電気通信</u> | 28 |
| <u>III. 情報技術（IT）</u> | 31 |
| <u>IV. エネルギー</u> | 32 |
| <u>V. 医療機器・医薬品</u> | 34 |

1. 規制改革及び競争政策に関する分野横断的な問題

日本政府は、前文でも述べたように、米国政府がテロ対策強化を目的としてとってきている一連の規制措置が経済活動に及ぼす影響に対して重大な関心を有する。「パートナーシップ」文書は、分野横断的な問題に関する作業部会が目指すべき目標は、「経済に広く影響を及ぼす諸問題」について「あらゆる角度から取り扱い、踏み込んだ議論を行う」ことであるとしている。米国政府によるテロ対策強化措置はまさにそのような問題である。日本政府は、これらの措置について、まさにこの「パートナーシップ」の精神に則り、作業部会において、国土安全保障省や国務省領事局をはじめとする規制当局の出席も得て、実りある議論がなされることを期待している。

1. 領事事項

日米関係の深化に伴い、米国在留の日本国民は、2002年10月1日時点で315,976人に達し、海外在留全邦人の36%を占める（外務省「海外在留邦人数調査統計（平成15年版）」）。また、2002年度に米国に入国した日本人は延べ3,651,814人であり、英国、メキシコに次いで第3位となっている（米国民権移民局「2002年出入国統計年鑑」）。日本政府は、これら全ての人々が円滑に米国に入国し、滞在し、生活やビジネス、観光などにおいて必要な行動をとれるようにすることが、緊密な日米経済関係の基礎であると考えている。

したがって、日本政府は、米国政府が、査証、滞在許可をはじめとする各種領事手続を効率化し、必要な期間を短縮する努力を継続するとともに、入国管理官や各地の関連する連邦出先機関に対し領事関連の規制の改廃について迅速に周知徹底し、在米外国人の行動と生活に対する支障を最大限除去することを要望する。

この関連で、日本政府は、国務省が9月24日に、協調と信頼の精神に則り、機械読み取り式でない旅券の所持者に対して査証免除プログラムを停止するとの措置を日本を含む21ヶ国の国民については1年間延期するとの決定を行ったことを評価する。

個別の要望事項は以下のとおりである。

(1) 出入国管理における生体情報の利用

(a) 旅券への生体情報の搭載

「2002年米国国境警備強化及び査証入国改正法」第303条は、2004年10月26日までにバイオメトリクス旅券を発給する計画を有していると米国政府が認めない査証免除対象国に対しては、同日以降査証免除プログラムの適用を停止すること、及び仮に計画が承認されて査証免除プログラムが継続された場合であっても、同日以降に発給された旅券に生体情報が記録されていない場合、当該旅券所持者に対して査証取得を要求することを定めている。

現在日本政府は、旅券の安全性（偽変造や不正使用の防止）強化や国際テロ対策等との観点からバイオメトリクス旅券を早期に導入すべく、技術的観点を含む種々の観点から詳細な調査、検討に取り組んでいる。しかしながら、本件は個人情報に深く関係するものであり、導入の前提として、導入の必要性や情報管理の安全性等について、国民に対し事前に十分説明し、理解を得る必要がある。

以上を踏まえ、以下の点につき要望する。

- (i) 現時点で、米国政府が、各国のバイオメトリクス旅券を発給する計画が査証免除プログラムを継続するための要件を満たしているかどうかを承認する手続の詳細がいつ検討され、明らかになるのかについてのスケジュールを承知したい。

また、日本政府は、計画が承認された査証免除対象国の国民に対しては、2004年10月26日以降発行の旅券所持者についても、仮にその時点で当該旅券に生体情報が搭載されていないにしても引き続き査証免除が与えられるよう強く要望する。

- (ii) 国際民間航空機関(ICA0)は、本年5月、旅券等の安全性強化のためバイオメトリクスの導入を各国に求め、かつ、採用する生体情報の種類については「顔画像」を推奨しつつ、「指紋」や「虹彩」については追加的な選択肢として各国が独自に選択するとの方針を決定した。これに関し、米国政府は、旅券に採用する生体情報として「顔画像」を決定し、「指紋」等を採用する意図はないと承知している。この点について明らかにしていただきたい。

- (iii) 上記の諸点以外の側面も含め、今後、米国政府が本件措置案の具体的内容を固めていく過程で、日本政府に対し十分事前に情報を提供していただきたい。

(b) 入国地点における査証による入国者からの生体情報の採取

上記(1)の措置の導入に先立ち、2004年1月1日以降、国土安全保障省は、渡航及び移民状況確認技術プログラム(US-VISIT)に基づき、査証を得て米国に入国しようとする全ての渡航者から、入国地点において顔認証情報及び指紋を採取するとしている。

本件措置に関し、以下の2点を要望する。

- (i) 上記(a)の措置に比べ、本件措置は導入までにきわめて限られた時間しか残されていない。ついては、一連の生体情報採取措置に関し、取得した情報の適正な管理のために米国政府が講じている具体的方策、及び、取得した情報の利用範囲にいかんにか歯止めをかけているのかにつき、早急に明らかにしていただきたい。

- (ii) 査証を所持して米国に入国しようとする者全てから入国時に生体情報を取得すれば、特に制度導入当初は、旅客数の多い空港において入国審査処理時間が大幅に延びることが予想される。ついては、そのような混雑を回避するために米国政府がとっている(又はとることを予定している)人員・設備の増強措置を早急に明らかにしていただきたい。

(2) 査証手続**(a) 米国査証申請者に対する面接の実施**

日本政府として本件措置を導入する必要性は理解するが、8月1日に本件措置が実施されて以降、米国査証を申請する日本国民は多大な時間的、経済的負担を強いられている。日本政府は、2003年7月29日に、本件措置に関する規則改正案に対する日本政府のコメントを、国務省に提出した。また、日本政府は、こうしたコメントを米国政府が真剣に検討するよう貿易フォーラム他種々の機会に要請してきた。日本政府は、同コメントにおいて要望した以下の諸点につき、引き続き真摯に検討するよう改めて強く要望する。

- (i) 本件措置の適用基準を抜本的に緩和すること。
- (ii) 本件措置の運用に際して、特に以下の点を重視すること。また、これらの点について、貴国政府による、その後の対応状況を示していただきたい。
 - a. 面接を予約するにあたって、査証申請者の利便を図るべくコンピューターを使った予約システムを構築する。
 - b. 日本国内で面接を実施する米国公館を、東京の大使館、大阪・神戸総領事館及び沖縄総領事館に限定せず、札幌、名古屋及び福岡の各米国領事館においても面接を実施する。
 - c. 新制度下において面接の予約を申請してから査証発給までに要する期間が、少なくとも以前の制度下のそれと同程度に維持されると確信される水準まで、領事担当要員を増員する。

(b) 在日米国大使館での郵送による査証更新制度の再開

国務省は、2002年9月より、米国から在日米国大使館への郵送による査証更新制度を廃止した。その結果、米国滞在のため査証を要する在留邦人は、国務省に査証更新を申請するか、もしくは、一旦帰国した上で日本滞在中に在日米国公館に申請するしかない。

国務省に申請する場合、少なくとも10週間から16週間もの長期間を要し、その間は旅券を預けることを義務付けられている。この結果、こうした在留邦人は米国を出国することが出来ない上、旅券返却の見通しを立てることも困難なことから、行動の自由が著しく制限され、

例えば重要な商機を逸する等、米国における滞在目的を果たす上で多大な支障をきたしているとの不満が高まっている。

また、一旦帰国して査証を申請する場合、在日米国大使館での処理に2週間から3週間要するなど、申請者は時間的負担を強いられている。また、特に家族とともに帰国して査証を更新する場合、家族を含めた渡航費用等を要することから、経済的にも大きな負担になっている。

日本政府は、こうした問題の抜本的な解決策として、米国政府が、在日米国大使館での郵送による査証更新制度を復活すること、及び各種査証の有効期間を延長することを強く要望する。これらの措置は、国務省の業務量の軽減にも繋がり、両国にとって利益となる。

上記の措置が早急にはとることが困難な場合には、とりあえずの措置として、以下を要望する。

(i) 国務省に申請する場合には、

- a. 3か月以上もの長期間に亘って申請者の旅券を国務省の手元に置き、結果として彼らの移動の自由を大きく制限している事態を速やかに解消していただきたい。
- b. 在留邦人が仕事・生活の予定を立てることができるよう、査証更新の標準処理期間を設定していただきたい。
- c. 在留邦人が年末や夏期等の限られた休暇を利用して更新できるように、期限切れ60日前からしか査証申請が出来ない現行規則を改正していただきたい。

(ii) 一旦帰国して在日米国公館に申請する場合には、

- a. 少なくとも2週間以内には査証を発行するようにしていただきたい。
- b. 日本は査証発行件数が多い国であることから、在日米国公館において速やかに人員の増員を図っていただきたい。

(c) H及びL査証に関する規制強化

米国議会において、H（一般労働者）及びL（管理職・企業内転勤者）査証の有効期限

短縮や最低賃金の設定等の規制強化を目的とした法案（H.R.2154、H.R.2702、H.R.2849）が提出されている。これら法案が成立した場合、日米経済関係に悪影響を与えるのみならず、日本から米国への投資意欲減退にもつながりうるものと懸念している。ついては、日本政府は、これら一連の法案を廃案するよう希望する。

(3) 社会保障番号 (SSN)

(a) 駐在員扶養家族の社会保障番号取得許可

日本政府は、2003年3月26日に米国社会保険庁（SSA）が発表した社会保障番号（SSN）の発給に関する規則改正案に対し、同年5月13日にコメントを提出した。

米国においては、クレジットカードの発行、銀行口座の開設、住居の賃貸契約の際には、原則としてSSNの提示が求められる。その結果、非就労査証保持者であり社会保障番号を取得できない合法的滞在者、具体的には外国人駐在員の扶養家族が日常生活において不利益を被っている。このような事態は、外国人駐在員の扶養家族の米国における消費活動に不要な制限を課すものであり、その分、米国経済の消費機会を奪っている。

ついては、パブリック・コメントで要望した以下の点について、その後の対応状況を示していただきたい。

- (i) 米国において、SSNが実質的に唯一の身分証明手段となっていることから、日本政府は何よりもまず、SSAが、米国における合法的滞在者がSSNを取得できるように規則を改正することを要望した。
- (ii) 運転免許証の取得に際し、SSNを要求する州政府が依然として存在する。特に、事態が深刻であるイリノイ州では、SSNの提示が運転免許証取得の必須条件となっていることから、SSNを取得できない扶養家族は運転免許証の取得が一切不可能となっている。日本政府は、連邦政府がイリノイ州政府に対し、合法的滞在者が利用できる具体的な代替的身分証明手段の導入を働きかけることを要望した。

(b) SSNの取得期間の短縮化

2001年の同時多発テロ以降、就労査証保持者がSSNを取得するまでに申請から1か月以上要している。米国で生活を始めるためには運転免許証取得や銀行口座の開設等を行う必要があるが、SSNの発給に時間がかかっているため、米国在留外国人の円滑な生活立ち上げの大きな障害となっている。ついては、SSAの各地出先機関において、合法的滞在者に対しSSNが速やかに発給されるよう、具体的な措置を講じていただきたい。

(4) 滞在許可証 (I-94)

I-94の延長手続制度は正常に機能していないために、合法的滞在者に不当な負担を課しており、抜本的改善が必要である。日本政府は、I-94の延長手続に要する期間の短縮、手続の合理化及び予測可能性の向上を引き続き強く要望する。

(a) 米国政府はI-94の延長申請を有効期限満了日の2か月前からしか受け付けていない。しかしながら、在米各日本国公館より、延長手続に要する期間がほとんどの場合早くて3か月を要し、遅い場合には半年から1年かかると報告されている。I-94の有効期限後も延長処理が続いている場合、その間当該滞在者に不法滞在を強いていることになり、極めて不適当な事態である。また、有効期限満了日の2か月前から受け付けるとの制度との整合性を全く欠いている。ついては、以下のいずれかの措置をとられるよう強く要望する。

(i) 処理に2か月以上かかるケースが大半なのであれば、現在有効期限満了日の2か月前からしか受け付けない申請を1年前から受け付ける。または、

(ii) 少なくとも2か月以内に処理ができるように体制を整備する。

(b) 通常手数料に1,000ドルを追加的に支払うことで手続を促進させるプレミアム・プロセッシング・サービスを利用すれば、15日以内に処理が完了することは承知している。しかしながら、I-94が有効期限満了日までに延長処理されることが予想されていれば(即ち延長制度がその本旨に則って運用されていれば)、在米邦人がこのサービスを利用する必要性は殆ど生じない。延長処理に2か月以上の長期を要するために、在米企業は、社員のI-94延長に際して、1,000ドルを固定費用として負担せざるを得ないのが実情である。この観点からも、上記(a)の措置をとられるよう強く要請する。

(c) 改革イニシアティブ第2回報告書において、「市民権移民局は、事務の優先付けを行う作業の過程にある。また、米国は、そのような改善努力の成果に関する最新の情報を適切な形で日本側に提供する。」と明記されている。ついては、その後、米国政府はいかなる具体的検討を行ってきたのかにつき示していただきたい。

(5) 運転免許証

一部の州においては、滞在外国人の運転免許証の有効期限が当該滞在者が所持する査証あるいは滞在許可証(I-94)の有効期限までとされている。これらの州では、米国民と同じ条件

の有効期限を有する運転免許証を交付されるのであれば行う必要のない免許更新手続を滞在外国人が強いられている場合もあり、負担となっている。理論的にも、各州当局が免許証の交付によって認定するのは所持者の運転能力であり、滞在資格との間に関連があるとはいえない。

- (a) については、連邦政府からこれら各州当局に対して、このような日本政府の問題意識を伝達し、各州がそのような制度を採用している具体的な理由を聴取するとともに、滞在外国人の運転免許証の有効期限と査証有効期限を切り離すような制度改正を行うよう働きかけていただきたい。

- (b) また、米国議会において、上記と同様の制度を連邦レベルで実施するための法案(H.R.1121) が提出されている。日本政府としては、本法案の成立が滞在外国人に不合理な不便を強いるものと懸念しており、同法案の廃案を希望する。

2. 流通

(1) 交通保安の強化によるテロ対策の取り組み

米国が推進している交通保安の強化によるテロ対策の取り組みについては、日本政府としてもその重要性を認識しているところであり、基本的に支持する。

ただし同時に、米国政府が適正な貿易の確保にも配慮し、このようなテロ対策の取り組みが物流における迅速性、円滑性、効率性を阻害しないように求める。また、措置の策定、実施に際しては、世界税関機構（WCO）等の国際機関における取り組みと整合性を保ち、世界的に共通化、統合化したシステムの構築を目指すべきである。

国土安全保障省税関国境保護局が検討している貨物情報の早期かつ電子的提出に関する連邦規則案（2003年7月23日付け米国官報掲載）については、パブリック・コメントの内容を十分に検討して最終的な規則を制定し、本規則の実施により日米間の貿易及び世界的なサプライチェーンに悪影響が及ぶことのないよう要望する。規則の施行に際しては、「テロ対策税関貿易パートナーシップ（C-TPAT）」の参加者に対して迅速な通関や検査回数の削減等の利益を現実化するか、同様の利益の享受が可能な低リスク事業者のアライアンス・プログラムの実施を要望する。また、航空貨物の貨物情報の事前提出に関する規則は、規則の最終案が公表されてから90日後に施行とされているが、関係事業者の準備のため、施行を遅らせるか、より長期の猶予期間を設けるよう求める。なお、日本政府は、以上の諸点を含め、本連邦規則案に対するコメントを本年8月21日に提出しており、米国政府がこのコメントを真摯に検討するよう改めて求める。

コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ（CSI）については、コンテナの安全性の確保と適正な貿易の確保の両立のため、引き続き、米国の税関国境保護局と日本の関税局及び全ての利害関係者との間で意見交換を行いつつ進めていきたい。

ICタグなどによる物流の電子化・情報化は、ISO等の国際標準を尊重して行うこと、物流の電子化・情報化が実現する際には、その技術を活用し、適時適切に交通保安強化の施策を見直すことを要望する。

最後に、現在開発が進められている米国電子通関システム（ACE）については、その早期導入を要望するとともに、その具体的内容や開発状況、導入のスケジュール、導入に伴う交通保安強化の措置の見直し等に関する情報を随時提供するよう求める。

(2) 関税精算手続期間の短縮

米国連邦規則第19編第159部第11節（19CFR159.11）においては、輸入貨物は、原則として引取申告の日から1年以内に精算されない場合、輸入者により申告された関税率、価額、数量及び関税額により精算されたものと見なすとの規定がある。これを受けて税関国境保護局では、関税額の精算は引取申告の日から概ね314日程度で行うこととしている。

このように、精算までの期間が最大10ヶ月以上に及びうるため、輸出入業者は、その間決済を行えないままとなるか、あるいは迅速性を優先して関税精算を待つことなく決済額を確定するかを選択せざるを得ない。前者の場合は商取引の迅速性を大きく損なうものである。後者の場合は、仮に関税精算時に税額が決済時の計算から変更された場合、このような税額の変更を事後的に当該業者間で転嫁できず、いずれかが損害を被ることとなる。

については、日本政府は米国政府に対し、上記のような形で商取引上の不確定要素となっている長期の清算期間を十分合理的な程度にまで短縮することを要望する。

下記4点の事項は、いずれも、日本政府が従来要望してきたものであるが、累次の現状報告書において米国政府は、これらの要望に対し、日本政府の要望に留意するとの回答を行ってきている。については、日本政府は米国政府に対し、以下の事項につき、明年作成される第3回現状報告書において、これまで以上により具体的な進捗状況が記載されるよう作業を行うことを要望する。

(3) 1920年商船法に基づく連邦海事委員会の権限の乱用の防止

(a) 1920年商船法（ジョーンズ法）第19条(1)(b)により、外航海運に影響を与える規則を策定する権限が、連邦海事委員会（FMC）に対して与えられている。

FMCは、1997年9月に日本の船社に対し、一方的制裁措置を発動し、1999年5月に撤回したものの、引き続き日米船社に対して日本の港湾の状況をFMCに報告するよう要求している。当該制裁措置の根拠となったFMCの規則（同規則は1999年5月に撤廃された。）は、相手国船舶に対する最恵国待遇、内国民待遇の付与等を規定した日米友好通商航海条約に違反するものであった。

連邦政府として、FMCに対する働きかけを強化する等により、このような一方的制裁措置が今後行われることがないよう確保することを強く求める。

(b) FMCは、同規則の撤廃後、日本の船社及び米国関係船社に対し、日本の港湾事情の改善状況について引き続き報告を求めている。

日本の港湾事情については、事前協議制度の大幅な改善実現、港湾運送事業法改正による需給調整規定の撤廃の結果、新規事業者の参入実現、港湾の 364 日 24 時間フル・オープン化の実現等、関係者による取り組みの成果が現れているところである。このような進展に対する FMC の正しい認識を強く求める。

このような日本の港湾事情の大幅な改善にもかかわらず、2001 年 8 月、FMC は、新たな指令により、報告の記載事項を増やすとともに、対象となる船社の範囲を拡大した。当該指令には、直接日本船社に日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するものであり、船社にとって不当かつ過大な負担となった。

仮に FMC が、上述のような日米友好通商航海条約に違反する一方的な制裁措置を今後課すか否かについての判断をするために報告の範囲を拡大したのであれば、遺憾である。この場合、当該指令が FMC の権限の乱用に当たる重大な問題と認識している。

以上のことから、日本政府としては、報告の提出の根拠となる指令を撤回するよう強く求める。

(4) 新運航補助制度 (MSP) の廃止

毎年 1 億ドルの運航補助を 10 年間にわたって実施するという巨額の補助金の投入が、国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲することは明らかであることから、同制度の廃止を要望する。

(5) アラスカ原油輸出禁止解除法を含む各種貨物留保措置の撤廃

商船貨物であるアラスカ原油輸出について、米国籍船使用の義務付けに代表される各種の貨物留保措置は、内国民待遇の原則に反する保護主義的性格が強いものであり、交渉期間中は新たな保護主義的措置を導入しないとする WTO 海運継続交渉に関する閣僚決定にも反するもので撤廃を要望する。

(6) 1998 年外航海運改革法に基づく一方的規制の防止

同法には、日本を含む外国海運企業と米国海運企業を差別し、その運賃設定のあり方等について一方的な規制を可能とする規定が含まれている。そもそも運賃設定のあり方は、商業ベースの自由な海運活動の基本であり、FMC が一方的にその規制を行うことは、自由な海運活動へ

の介入及び外国海運企業のみに対する差別的介入にほかならない。1998年同法の改正によりことさら運賃設定のあり方に対する介入が明文化されたところ、今後 FMC が市場の実情を無視して日本を含む外国海運企業による商業的・海運活動を一方的に規制することのないことを確約されるよう要望する。

3. 貿易及び投資関連措置

(1) 連邦バイ・アメリカン法及びその他の同趣旨のルール

連邦バイ・アメリカン法及び同趣旨のルールについては、日本政府は、日米規制緩和対話の一年目から三年目にかけて米国政府に対して要望を行った。しかしながら、米国政府による改善策が採られていないことから、改めて以下の事項について要望する。

日本政府は、政府調達における内外無差別の原則を徹底するとの観点から、米国政府に対して、米国企業と外国企業に平等な事業機会を確保することを求める。特に、

- (a) 国防省の調達につき、外国製品の差別化を強化する法案が議会で審議されている。国防省の調達において安全保障上の配慮が必要なことは認識するが、仮に本法案が成立した場合には、外国企業の事業機会が不当に制約されるばかりか、良質・廉価な製品の調達が妨げられることから、本法案の廃止を要望する。
- (b) また、米国産鉄道車両となるための条件として全部品コスト中 60%以上が米国製部品でなくてはならないとの要件について、こうした要件が企業の効率的な部品調達行動を阻害していることから、当該米国製部品比率を引き下げることを求める。

また、この規定は、米国国民が廉価な公共交通サービスを利用する機会を奪うのみならず、環境保護及び省エネルギーの観点から最も効率的な輸送手段である鉄道の整備を充実させる機会をも奪っている。日本をはじめ諸外国には、輸送機能のみならずエネルギー効率の観点から見ても世界最先端の鉄道技術が存在するが、上記要件は、米国連邦・地方政府及び国民がこれを安価に利用する機会を侵害している。日本政府は、この観点からも本件規制の改善を要望する。

(2) アンチダンピング措置及びセーフガード措置

- (a) アンチダンピング措置はWTO協定に整合的な運用がなされている限りは貿易救済措置として正当であると考えられているが、一たびダンピング認定等に恣意的な判断がなされた場合、貿易や競争を不当に制限する可能性がある。さらにアンチダンピング調査の開始そのものが企業の輸出意欲を阻害するおそれがある。こうした観点から、日本政府は、米国政府がアンチダンピング制度を保護主義的な目的で濫用することなく、WTO協定に整合した形で慎重に運用することを要望する。

(b) また、米国によってアンチダンピング税が賦課されてから相当な期間を経過している品目も多数あり、米国政府がアンチダンピング税賦課継続の必要性について厳密に審査し判断するよう要望する。

(c) 米国は世界有数のアンチダンピング措置使用国である。米国のアンチダンピング措置の中にはダンピング認定等に恣意的な判断が見られるなど、現在日本を含む多くの国からWTOルールとの非整合性が既に指摘されている。実際に米国1916年アンチダンピング法や日本製熱延鋼板へのアンチダンピング措置など、WTO紛争解決機関においてWTO協定違反であると認定された例も存在している。日本政府は米国政府に対して、WTO協定違反として認定された措置を早急にWTO協定と整合的なものとする措置を採ることを要望する。

特に、日本政府は、1916年アンチダンピング法に基づく訴訟に巻き込まれ、弁護士費用等の多額の実損害を被り続けている日本企業を救済する観点から、従前から要望しているとおり、1916年アンチダンピング法を廃止し、現在係争中の裁判手続きにその廃止の効果を遡及的に及ぼすことを求める。

(d) また、日本政府は、米国のアンチダンピング調査当局がダンピングマージンの計算方法や損害認定など、WTO協定との非整合性が既に確定した計算方法、損害認定方法を今後のアンチダンピング調査において適用しないことを求める。

(e) 徴収したアンチダンピング税及び相殺関税によって得た収入をアンチダンピング及び相殺関税の提訴者である国内生産者等に配分するバード修正条項については、同条項のWTO協定違反を認定したパネル/上級委員会報告書が採択され、本年12月27日までを履行期限とする仲裁判断も発出されたところ、日本政府としては、履行期限中に予定されている次の配分がなされないよう、米国政府が議会に対し、速やかに同修正条項を廃止するよう働きかけることを引き続き強く要望する。

(f) 日本政府は、米国政府がアンチダンピング措置同様、セーフガード措置についても、WTO協定に整合した形で慎重に運用することを要望する。

なお、米国が昨年3月より発動した鉄鋼製品に対するセーフガード措置については、WTO協定との整合性の観点から多くの問題点を有していると考えており、WTO紛争解決手続において引き続き違法性を強く訴え、その最終的な撤廃を実現すべく、関係各国と協力して対応していく。いずれにしても、これがその後の全世界的な鉄鋼分野でのセーフガード措置発動の連鎖をもたらす契機となった事実に鑑み、当該措置を直ちに撤廃するよう要望する。

(g) 最後に、米国政府が9月9日にパブリックコメントを求めたアンチダンピング関税の算定方式見直し提案については、損害を与えているダンピングに対処するという本来のアンチダンピング措置のあり方に照らして問題があり、WTO の関連協定との整合性にも疑義が残る。また、セーフガードの観点からも、本来想定していた救済措置を不当に拡大し、同措置の本来の意図を歪める結果を招来し得るものである。米国政府が日本政府のコメントを真剣に受け止め、同提案にある見直しを行わないことを要望する。

(3) エクソン・フロリオ条項

エクソン・フロリオ条項(1950年国防生産法第721条)は、国家安全保障を損なうおそれのある直接投資について審査し、大統領が必要と認める場合はそのような投資を制限するメカニズムである。日本政府は、一般に、安全保障上の理由による規制の重要性については十分理解しているが、同条項については、「国家安全保障」の概念の不明確性などによる投資家の予見可能性の欠如、既に完了した投資についても調査対象となりうることによる法的安定性の欠如、調査開始や大統領決定の理由が当事者にすら開示されないデュープロセスの欠如、などの点で懸念を有しており、本来の目的の程度を越えて、日本企業の投資活動を阻害するおそれがあることを憂慮している。政府による規制の透明性と予見可能性は、企業が投資を決定する際の大きな要素であると同時に、競争的な企業が公正な環境で活動を行うための条件である。今後の同条項の運用に当たっては、米国政府に対し、WTOルールとの整合性を確保することはもとより、対米外国投資委員会(CFIUS)への通知から大統領の決定に至るまでの過程における透明性及び公平性を最大限確保するための措置を講ずるよう求める。

本件については、改革イニシアティブの二年目の対話において要望したが、いまだ改善されていないため、日本政府として引き続き要望するものである。

(4) 特許関連事項

日本政府は、改革イニシアティブ発足以来一貫して本件に関する改善を要望してきている。この関連で、再審査制度については、昨年11月に米国特許法が改正され、当事者系再審査の第三者請求人の連邦巡回区控訴裁判所への上訴が認められるなどの改善が見られ、米国関係者の努力を評価している。他方、その他の事項については未だ具体的な進展が見られていないことから、米国政府の一層の努力を強く要望する。

(a) 先発明主義、インターフェアレンス(抵触審査)

米国は、世界で唯一「先発明主義」を採用している。先発明主義の下では、二以上のもの

が別々に発明を行って各々出願した場合、誰が最先の発明者であるかを決定するインターフェアレンスの手続が行われる。

特許出願人の立場からすると、(イ)先発明者の出現で事後的に特許権者の地位が覆されることがあり得る点で確実性、予見性がないこと、(ロ)インターフェアレンス手続に長期間を要するとともに多大の費用がかかること、(ハ)インターフェアレンスの過程で出願した発明又は特許に含まれた技術情報が漏洩する危険性等の問題がある。また、複数の発明者が独立に同一の発明を行い、かつ、前記発明者のうちの複数に特許が与えられた場合(ダブル・パテント)には、第三者はダブル・パテントを自ら解消する手段を持たないため、各権利者へ重複して特許権使用料を支払い続ける必要が生じるという意味で、不当な不利益を被る可能性がある。

したがって、国際的に事実上の標準となっている「先願主義」へ移行していただきたい。また、移行までの暫定的措置として、インターフェアレンスの手続の簡素化を要望する。

(b) 例外を設けた早期公開制度

1999年11月に成立した米国の改正特許法によって導入された早期公開制度は、外国に出願されていない米国出願、及び対応外国出願に含まれていない米国出願の内容について、出願人の申請により非公開にできるという例外を設けている。

申請により非公開にされた出願内容は、権利付与後に特許公報が発行されるまで他者に公開されないため、出願明細書に記載された発明と同一の内容について善意の第三者が重複して研究開発投資や事業化投資を行う可能性があり、事業損益の予見可能性の観点から問題が大きい。

また、特許審査が長期化した場合には、その間に開発技術を独自に実用化した第三者が、特許申請中の発明に抵触する商品の市場規模を十分に拡大させた後に特許が成立する可能性があり、莫大なライセンス料を請求されるといういわゆる「サブマリン特許」の問題が生じ得る。

したがって、早期公開制度に設けられている例外規定を廃止し、係属していない出願、秘密指令下にある出願を除くすべての出願について、最先の出願日から18か月経過後に公開するという、日米包括経済協議のもとで1994年に両国間で合意された内容の履行を強く求める。

(c) 再審査制度

米国は、特許権成立後に権利の有効性を再検討する制度として再審査制度を設けており、1999年11月に成立した特許法の改正により、従来の査定系再審査の選択肢として、特許権者以外の第三者に対してより広い参加機会が与えられる当事者系再審査の制度を導入した。また、2002年11月に成立した特許法の改正により、再審査制度がさらに改善された。

しかしながら、米国の再審査制度は、再審査請求の理由が先行技術文献の存在を理由とするものに限られ、明細書の実施可能要件不備、明記要件不備を理由とする再審査請求が認められていない。

したがって、再審査制度において、外国人出願人にとって不利益な要件であるベストモード要件を除く米国特許法112条のすべての要件不備を再審査請求の理由として認めることを強く求める。

(d) 単一性を満たさないことによる分割要求

一つの出願に二以上の別の発明が含まれている場合、審査官は発明の単一性（一つの出願には独立した発明が一つだけ含まれる）を維持するために、特許請求の範囲の記載内容を部分的に選択して出願を分割するよう要求を出す。

米国の単一性の判断基準は特許協力条約（PCT）の規定よりも厳しく、PCT経由の米国出願では単一性要件を満たすと認められるものであっても、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張して出願すると単一性違反と判断される場合がある。複数国へ出願する出願人が、単一性要件について米国特有の基準に合わせた出願準備（特許請求の範囲の検討）を行うことは、実務的に困難である。

分割要求を受けて選択クレームを決定すると、選択されなかったクレームは審査の対象から外されるので、非選択クレームを維持したい場合には、選択クレーム出願の特許発行前に分割出願する必要がある。分割出願は出願人に再度の手間と出費を強いる手続であるが、米国では、その厳しい単一性要件が原因で分割出願を強いられる可能性が格段に高く、出願人にとって大きな負担である。

また、他国において単一性を認められる発明が、米国内において複数の出願として存在することは、出願を管理する出願人あるいは特許を維持する特許権者にとって、また特許権への抵触を回避するために特許を監視する第三者にとっても負担となる。

したがって、単一性の要件を緩和することを要望する。

(e) 米国特許法に関連する判例法理「ヒルマー・ドクトリン」

米国特許法では、第119条の規定により、パリ条約第4条の優先権制度を導入している。すなわち、外国における最先の出願日から12か月以内になされた米国出願は、前記最先の外国出願日にされた米国出願と同一の効力を有するとされる。

しかしながら、米国の判例・実務においては、判例により確立された法理「ヒルマー・ドクトリン」に基づき、前記効力のうち、明細書記載事項が先行技術として第三者による後願を排除できる効力の発生日は、最先の第一国出願日までには遡及せず米国出願日までしか遡及しないとされている。

さらに米国を第一国とする出願は、第三者の後願に対して特許法102条(e)と102条(g)の排除効力を有するが、外国出願を優先基礎とする米国出願については、優先期間内の後願を排除する効力は102条(g)のものしか持ち得ない。

日本や欧州などにおいては、外国出願を優先基礎とする国内出願は、最先の第一国出願日まで遡及して、かつ明細書の記載事項全体が後願排除効力を有するのに対して、米国においては同様の待遇が保証されていないことは不平等である。

したがって、ヒルマー・ドクトリンに基づく判例及び実務について、明細書の記載事項全体が最先の第一国出願日まで遡及して第三者の後願を排除する効力を有するように、改善を要求する。

(5) メートル法

日本政府は、「強化されたイニシアティブ」の下での日米規制緩和対話及び改革イニシアティブの下での一年目及び二年目の対話における議論を踏まえ、米国におけるメートル法の採用に関する作業の進捗状況に引き続き強い関心を有している。米国市場が世界貿易に与える影響の大きさに鑑み、米国における公共部門及び民間部門において、世界標準であるメートル法（SI単位）の採用を徹底させることを引き続き強く求める。米国の公共部門において、メートル法の採用を拡大させるために、米国政府が採っている実効力のある政策を示していただきたい。

(6) 再輸出規制

米国の再輸出規制については、改革イニシアティブの二年目での議論を踏まえ、商務省のウェブサイトに再輸出規制に関する日本語版のガイダンスがアップロードされる等、米国による改善策が部分的に図られたと評価している。

しかしながら、米国の再輸出規制は、一般国際法上許容されない国内法の域外適用のおそれがある上、我が国は全ての国際輸出管理レジームに参加するとともに、大量破壊兵器に係るキャッチ・オール制度も導入し、実効的な輸出管理を行っている。したがって、再輸出規制を行わなければならない根拠は乏しいと考えており、同規制の適用から我が国輸入者（再輸出者）を除外することを引き続き強く要望する。

上記の措置を早急に採ることが困難な場合の当面の措置として、我が国は米国政府が再輸出規制に関する輸出企業の負担軽減措置を講ずることを要望してきたが、昨年度我が国から要望した事項の内、米国の輸出者による我が国の輸入者（再輸出者）に対する製品情報の十分な提供を義務付けること、及び、在日米国公館に輸出管理の専門家を配置することが依然として実施されていない。また、ウェブサイトの日本語版ガイダンスについては、その内容が規制の概要についての解説のみにとどまり実用性に欠けている。

以上のように、再輸出規制に関する輸出企業の負担軽減に関して、米国政府のより一層の取り組みが求められるところ、以下の具体的措置を講ずることを要望する。

- (a) 米国の輸出者に対して、我が国の輸入企業が再輸出規制の該非判定を行うために、規制品目識別番号（ECCN）等の十分な情報を提供することを義務付ける。
- (b) 在京米国大使館及び米国領事館に、日本語で相談可能な輸出管理の専門家を配置する。
- (c) 関連法の詳細について日本企業関係者の理解を促進すべく、ウェブサイト上の日本語による再輸出規制に係るガイダンスが実用的なものとなるよう、これをさらに充実させる。

(7) 時計の関税算定制度・原産地表示制度の改善

(a) 関税算定制度

日本政府は、改革イニシアティブの二年目の対話において、現在米国で行われている時計の部品毎に関税を賦課する方法を廃止し、時計完成品のHS分類 6 桁ベースで関税率を定

めることにより貿易手続の簡素化を図るよう要望した。しかしながら、依然として改善されていないことから引き続き要望する。

なお、2000年夏に終了した米国国際貿易委員会（ITC）による見直しの内容は、日本政府が1999年に提出した「米国国際貿易委員会の関税率表の簡素化に関する日本政府提案のコメント」を十分に反映していない。したがって、米国政府に対し、ITCの最終報告書を抜本的に見直し、部品毎に関税を賦課する方式を改め、HS分類6桁ベースで関税率を定めることにより、貿易手続の簡素化を図ることを求める。

(b) 原産地表示制度

日本政府は、改革イニシアティブの二年目の対話において、時計の原産地表示規制を時計完成品のみ適用し、原産地表示方法は刻印、タグ、その他の手段で行い、その手段については製造者の裁量によって行われるよう要望した。しかしながら、依然として改善されていないことから、引き続き要望する。

1999年、米国関税率表（HTSUS）が改正されたことにより、ムーブメント及びケース素材表面に直接痕跡をつける「ダイ・スタンピング」に加え、不滅インクの使用も認められることが確認された。しかしながら、「原産地表示を完成品のみとすること、表示方法も製造者の裁量によることとする」との日本側要望を満たす内容ではない。このため、日本政府は米国政府に対し、原産地表示制度の簡素化を図ることを求める。

4．制裁法

米国の制裁法に基づく制裁措置は、米国企業のみならず世界中の企業による制裁対象国への投資意欲や当該国との経済関係構築を大きくかつ不当に萎縮させるものである。また、法的にも、一般国際法上許容されない国内法の域外適用になりうるのみならず、WTO協定との整合性で問題となる可能性がある。さらには、個々の制裁法の運用においても、公平性、透明性及び予見可能性が確保されていない。これら全ての観点から、日本政府は、改革イニシアティブを含むあらゆる機会を捉えて米国政府に改善を求めてきた。しかしながら、これまで米国側より十分な対応は得られていない。

については、米国政府が、以下に要望する4つの制裁法について国際法との整合性を確保しつつ、慎重に運用するよう強く要望する。特に、第三国の企業に対するこれら制裁法の適用は差し控えていただきたい。

以上の認識に基づき、個々の制裁法について以下のとおり要望する。

(1) イラン・リビア制裁法 (ILSA)

日本政府は、米国政府に対し、従来より、上述の問題点を再三指摘してきたにも拘わらず、2001年8月、これらの問題点を孕んだままイラン・リビア制裁法 (ILSA) を5年間延長する法案が成立したことは大変遺憾である。

1998年5月には第三国の企業3社のガス田開発投資契約につき、同法の適用除外が決定された。また、上記決定後に米国行政府から議会に提出された本件適用除外に関する報告書には、EU諸国の企業に対しては、今後類似のプロジェクトの場合には同様の結果となることが見込まれる旨記載されている。その後も他の外国企業による油田・ガス田開発プロジェクトに対しても同法は適用されていない。

現実に外国企業による多数の対イラン投資活動が現時点までILSAの適用を受けていない中で、仮に日本企業のイラン石油投資案件にのみILSAが適用される、あるいは、これら外国企業に比べてより高い適用の蓋然性が存在する場合、明らかな二重基準となる。日本政府が行ってきた不拡散やテロ対策分野での国際的協力の実績に照らしても、そのような異なる扱いを受け入れることはできない。については、上記報告書及び実際の運用においてEU諸国の企業に現在まで与えられてきている扱いと同等のものが、今後日本企業にも保証されること、及び米国政府がその旨を明らかにすることを強く要望する。

(2) ヘルムズ・バートン法 (キューバ制裁法)

ヘルムズ・バートン法については、国連総会においても、同法に対する懸念が圧倒的多数の加盟国の支持によって決議されている事実を十分認識していただきたい。

また、米国政府が本年7月16日、本法第3章の実施停止期間を再度6か月延長することを決定したことは評価する。しなしながら、取引を行おうとする者にとっての予見可能性の観点からは、同章の適用延長が最大6か月しか保証されていない現状は適当とはいえない。については、例えば1年以上といったように、より長い期間での延長の決定を行うよう要望する。

(3) ミャンマー制裁法 (「 2003年ビルマ自由・民主法 」) 及び同法に関連する大統領令

米国政府が、現在のミャンマー情勢を受け、ミャンマー軍事政権に対する強い態度を示すために、ミャンマー制裁法 (「 2003年ビルマ自由・民主法 」) 及び同法に関連する大統領令を制定した事情については理解する。しかしながら、同法及び同令の実施については、必ずしも明確ではない点があり、法的な側面等から懸念を有している。

例えば、大統領令においては、米国からミャンマーへの金融サービスの輸出・再輸出の禁止措置に関して、その適用範囲が明確化されておらず、また送金を行うために必要な米国財務省からのライセンス取得の手續及び許可基準についても明確化されていない。その結果、本来は同令で禁止されていない取引であっても、企業に対する心理的な抑止力が働き、適当な事業活動への萎縮効果をもたらすことが懸念される。

については、日本政府は米国政府に対し、差し当たり、企業が個々の事業活動が本件制裁法の対象となるかどうかの該非判定を行えるようにするために、上記で指摘した点についての十分な情報を出来る限り早急に提供することを要望する。

(4) 地方レベルの制裁法

日本政府は、改革イニシアティブの下での二年目の報告書において、「万一、新たな制裁法の制定が提案された場合、米国政府は、これらの制裁措置の合憲性を確保するために、州知事、州司法長官及び州政府調達官に対して、あらゆる合理的な働きかけを行う。」と明記されたことを評価する。

しかしながら、一年目の報告書において、米国側より、連邦政府は連邦の外交政策と整合的でない地方レベルの制裁法が依然として存在する地方政府との接触の努力をしてきている旨の説明を受けている。については、すでに施行されている地方レベルにおける制裁法につい

て、州知事、州司法長官及び州政府調達官との共同の作業を含め、連邦政府が行った努力の具体的成果・進捗状況を示していただきたい。

また、日本政府は、米国政府に対し、全ての州・地方政府で実施されている制裁法に関する最新の情報を随時とりまとめ、適当なウェブサイト上に掲載することを要望する。

5 . 競争政策

司法省は、競争政策の積極的な促進の観点から、現存する連邦反トラスト法の適用に関する制限及び除外に係る適切な対象範囲について、引き続き、見直し及び意見表明を行い、かつ、存在に合理性のない制度については廃止されたい。また、州レベルでの反トラスト法適用除外制度についても、連邦政府は、その見直しのための協力を積極的に進められたい。さらに、こうした一連の作業に係る公表文書を、日本政府にとって入手可能にするとともに、これらの作業に関する進捗状況について教示いただきたい。

6. 法律サービス及びその他法律関連事項

(1) 外国弁護士を受入れ

(a) 外国弁護士を受入れの全州への拡大

米国においては、外国弁護士を受け入れている州は23の州及びコロンビア特別区に過ぎず、その他の州においては、外国弁護士が開業することが許されていない。かかる現状は、米国内における多様な法律サービスの提供を制限するものである。日本政府は、米国政府が、全ての州が外国弁護士についての規則を採用することを引き続き支持していることを、国際ビジネスの促進等の観点から歓迎しており、外国弁護士の受入を全州に拡大するため、米国政府の更なる積極的な行動を求める。

(b) 外国弁護士を受入要件としての職務経験期間の短縮

外国弁護士受入制度を設けている州及び特別区においても、確認されている限りでは、すべての州・特別区が職務経験要件の制度を設けている。多くの州ではその要件を5年以上としており、米国では外国弁護士が開業する際の障壁となっている。日本の外国弁護士受入制度においては、職務経験期間は3年で足りるとされている。外国弁護士受入の要件とされる職務経験年数を短縮し、全ての州において3年とするため、米国政府は、各州政府に申し入れをするなど所要の措置をとっていただきたい。

(c) 外国弁護士受入要件としての申請直前要件の廃止

外国弁護士を受入制度を設けている州及び特別区において要件とされている職務経験期間に関して、確認されている限りでは、申請直前の職務経験のみが算入できるとされている。かかる直前要件は、日本の外国弁護士受入制度では課されていない。外国弁護士を受入要件としての職務経験期間を申請直前の職務経験に限定しないものとするため、米国政府は、各州政府に申し入れをするなど所要の措置をとっていただきたい。

(d) 外国弁護士を受入要件としての第三国における職務経験期間の参入

外国弁護士受入制度を設けている州及び特別区のうち、第三国における職務経験の算入を認めていることが確認されているのは2州（ニューヨーク州及びインディアナ州）に過ぎない。日本の外国弁護士受入制度においては、1998年の法改正後、第三国において法律事務を行う業務に従事した期間も算入できるようになっている。外国弁護士の職務経験地について、

全ての州において第三国における職務経験を算入できるようにするため、米国政府は、各州政府に申し入れを行うなど所要の措置をとっていただきたい。

(e) その他

米国政府は、改革イニシアティブ第二回報告書において「次回の日米規制改革及び競争政策イニシアティブ会合において、米国政府は、日本政府の要求に対する州当局による正式な回答を全米法律家協会（ABA）から受け取ったか否か、及びその回答内容について日本政府に通知する。」としている。そこで、日本政府による上記要望について、ABA による州当局への通知状況、州当局から ABA への回答状況及び回答内容について明らかにしていただきたい。

(2) 製造物責任法

米国における製造物責任法は、米国で活動する日本企業のみならず米国企業にとっても過大な負担となっている。本年4月の米国最高裁判所判例により、過大な懲罰的損害賠償を認めることは憲法上のデュープロセスを侵害する場合があると認められたことは評価できる。しかしながら、本法は依然として企業にとって過大な負担となっていることから、連邦政府が、不法行為法改革の一環として、各州で進められている製造物責任の緩和を支持し、連邦レベルにおいても、既に連邦法案の議会提出などの形で試みられている賠償額の一定の制限や時効の短縮などの製造物責任の緩和に向けた動きを推進することを求める。

7. 公共工事

州及び地方自治体発注の工事における紛争解決の円滑化

公共工事における発注者と請負業者間の紛争は、発注者側の設計ミスや予期し得ない技術的障害の発生等による追加コストの負担をめぐる争いであることが多いが、こうした紛争の解決は裁判によるよりも専門的な技術・知見を有する中立の第三者による仲裁が有効である。

米国では、連邦政府の公共工事においては、こうした第三者的な解決方法（ADR）が取り入れられているが、州・地方自治体レベルでは、こうした規定が整備されていない場合が多く、請負業者側としては、紛争解決のためには裁判に訴えざるを得ない。実際に日本の建設業者で、こうした訴訟のため多くの時間、労力と多額の出費を強いられた例がある。

一方、日本においては、建設工事紛争審査会制度が建設業法によって定められており、建設工事をめぐる紛争の多く（年間500件程度）がこの制度によって簡易・迅速・妥当な解決が図られている。公共工事については、国・地方を問わず、ほとんどの発注者が用いる公共工事標準請負契約約款において、紛争解決にこの制度を用いることが定められている。

改革イニシアティブの二年目の対話で議論したとおり、日本政府は米国の公共工事における紛争解決を円滑化すべきであるとの見解を有している。米国政府は、連邦政府の公共工事で既に取り入れられている第三者的な解決方法（ADR）と同様な仕組みを州・地方自治体レベルにも普及させるよう働きかけるべきである。これは、日本企業のみならず、米国企業にとっても有益なものとする。

また、改革イニシアティブの第二回報告書においては、「米国政府はこの案件につき、日本政府と引き続き、州・地方自治体レベルでの進捗を含む情報交換を行っていく。」と記載されている。については、連邦政府が本件に関して州・地方自治体政府と行った作業について、適時に日本政府に情報提供していただきたい。

II. 電気通信

1. 無線局免許に関する外資規制

米国は、連邦通信法 310 条において、無線局免許における直接投資 20%の規制を維持している。このため、例えば、日本の事業者が衛星を利用した米国との通信サービスを提供するにあたり、米国に設置された地球局の無線局免許を取得しようとしても不可能であり、柔軟なネットワーク構築が困難となっている。

日本政府は、米国政府が、連邦通信法第310条に掲げられた電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局免許について、日本と同様に外資規制を撤廃することを引き続き要望する。

2. 外国事業者等の米国市場参入に関する審査基準

連邦通信法 214 条及び 310 条(b)(4)に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての審査基準のうち、「通商上の懸念」及び「外交政策」との基準は、電気通信政策と関係ない事項を理由とした認証や免許付与の拒否も可能とするものであり、米国政府はこれらの基準を撤廃していただきたい。

また、「競争に対する非常に高い危険」という基準については、発動に当たっての運用基準を明確にし、公表していただきたい。

さらに、連邦規則第 47 編第 63 部 (47CFR63) にある国際サービスを提供する事業者への支配的事業者規制の適用に当たっての運用基準を明確にしていただきたい。

日本政府は、米国連邦通信委員会 (FCC) が第二回報告書での米国政府による措置に従い、2年毎の規制見直しに関するスタッフレポートの提言に基づき、意見招請手続きを踏まえて早急に上記を含む規則の見直しを行うことを要求する。

3. 州レベルの規制

米国では、連邦機関において決定される通信に関する各種規制の運用の多くが各州の判断に委ねられているが、州レベルでの運用の違いが広域通信事業の障害となる場合がある。全米レベルでの通信に関する規制やその改正を州レベルで運用する際には、州間で統一または調和された形で行われることを確保し、事業者の広域事業の円滑な運営が保たれるよう要望する。

優先事項は以下の二点である。

- (1) 米国では、事業者に対して、サービスを行っている州の政府への収益実績等の報告が義務付けられているが、その報告フォーマットは州ごとに異なっている。多数に及ぶ州政府に対してそれぞれ異なるフォーマットによる報告を行うことは事業者にとって過度の負担となっている。改革イニシアティブの二年目の対話において、報告様式の簡素化及び統一化との要望を行ったが、未だフォーマットの簡素化及び統一化は実現していない。従って、三年目の対話においても、当要望を継続する。
- (2) 2003年8月21日にFCCの接続ルール改定(3年毎の見直し)の最終決定がなされたところであるが、多くのネットワーク要素について、アンバンドル義務の有無を判断し、同一義務を適用する地域を決定する実質的権限を州が有している。日本政府は、このような州の権限により、当接続ルールの実際の適用が遅れ、また、制度の運用が異なる細分化された市場が生じることにより、事業者に過度の負担と非効率が生じることを懸念する。日本政府は、FCCが統一ルールの州ごとの運用について、統一性、効率性、及び迅速性の確保に注力することを要望する。

4. アクセス・チャージ

現在、米国には、接続事業者等によって、市内相互補償料金、州内アクセスチャージ、州際アクセスチャージの3つの異なる接続料が存在するが、米国政府がこれらの格差を解消あるいは縮小することを要望する。

5. 商用衛星に係る輸出許可及び技術支援許可(TAA)等の処理手続き

- (1) 商用衛星の輸出許可及び技術情報移転に係る米国政府による一連の審査について、許可事務を行う国務省の国際貿易管理局が、申請処理時間の加速につながる電子的な「ペーパーレスの」許可システムの構築に取り組んでいることを日本政府は歓迎する。日本政府は、米国政府がペーパーレスな許可システムの構築の進捗に係る計画を明確にするとともに、日本政府に対し同システム導入の進捗状況を随時情報提供することを要望する。
- (2) 一方、輸出許可及びTAAの審査基準が不明確であり、かつ、審査の結果、衛星通信事業者が不可欠とする試験手順書や品質非適合調査書等の情報が得られておらず、日本の衛星通信事業者の事業遂行上、将来にわたる懸念をもたらしている。米国政府は、商用衛星に係る輸出許可及びTAA等における審査基準を明確にしたうえで、審査により不開示となる項目を必要最小限にしていきたい。

(3) また、日本政府は、米国衛星通信事業者が衛星を購入する際、日本メーカーが、米国政府が課す情報開示規制のため入札関連文書の入手が遅れるなど、競争上不利な立場に置かれるのではないかと懸念を有する。米国政府は、衛星通信事業者の物品調達における公正な競争確保に配慮していただきたい。

6. ネットワーク回線終端装置 (NCTE) に関する 1990 年書簡

ネットワーク回線終端装置 (NCTE) に関する 1990 年の書簡交換については、市場環境が急速に変化していることを踏まえ、事業者の迅速な事業展開を促進し、適切な競争環境を整備する観点から、終了を要望する。

III. 情報技術（IT）

インターネットの普及、デジタル技術の発展により、著作物が国境を超えて自由に流通するようになった現在、国際的に調和のとれた著作権及び著作隣接権の保護が必要となっている。

そのような見地から、日本政府として、米国政府が、利用可能化権、生の実演に係る権利、人格権、ビデオゲームに係る貸与権、固定されていない著作物にかかる権利の保護が必ずしも十分でない事項について、明確かつ確実に保護することを要望する。また、デジタルコンテンツの海賊版対策に係る協力のあり方について、改革イニシアティブの枠組の下で両国間で探求及び検討することを要望する。

IV. エネルギー

現在、米国議会においては、公益事業持株会社法（PUHCA）の廃止を含む包括エネルギー法案が審議されていると承知しており、日本政府としてもこれを歓迎するところであるが、未だ成立に至っていない。米国における事業者のリスクと負担を軽減し、米国全体に活力ある電力市場を実現するため、連邦政府の主導により、以下の措置を可能な限り迅速に実施することが有益である。

1．北米北東部停電の原因究明と系統信頼度向上のための施策の実施

今夏の北米北東部における大規模停電は、米国における電力の安定供給への懸念を引き起こしている。ついては、今回の停電について徹底的に原因を究明するとともに、今後同様の事態が生じないよう、系統信頼度向上のための措置を講じることを要望する。また、現在米国で進めている電気事業の制度改革との関係についての見解を示すよう要望する。

2．連邦・州の規制の二重構造や州毎に異なる規制の改善

米国では、電力に関して、連邦政府と州による双方の規制が課せられており、参入をしようとする際に、連邦の規制とは別に州毎の規制を検討する必要がある。実際に自由化の範囲や形態が州によって異なるなど、事業者の円滑な事業展開を阻害している例が見られる。卸市場に関わる権限については連邦（連邦エネルギー規制委員会（FERC））、小売市場に関わる権限は州（公益事業委員会）に分離された状態に変化は見られない。

また、州により小売自由化実行の有無及び自由化スケジュールが明示されておらず、小売市場に参入する際の事業展開の障害となっている。

外国事業者に円滑な事業展開を可能にする観点からも、規制の二重構造や各州により異なる規制について、より一層改善するための措置を迅速にとることを引き続き要望する。

3．PUHCAの廃止を含む包括エネルギー法案の早期成立

現在審議が進められている包括エネルギー法案は、エネルギーインフラの整備及びエネルギー安全保障の強化を進めていく上で重要であると認識している。また、かねてより、小売事業者が複数の州で活動する場合に煩雑な認可手続き等を課すことでその活動を妨げとなっているとして廃止の議論がなされてきたPUHCAの廃止を含むものであり、その実現が期待されるものである。よって米国が、PUHCAの廃止を盛り込んだ包括エネルギー法案を早期に成立させるよ

う努力することを要望する。

4．公営事業の在り方

公営事業の在り方については、2003年5月の現状報告において「引き続き公営事業体が自由化市場における公平な競争に与えるインパクトについて評価を行う」とされている。同評価を早急にとりまとめ、私営電力会社と同様に地方公営配電会社を自由化市場へ強制参加させる等、電力市場における競争の進展に伴って公営事業体の今後の方向性について検討を行うことを要望する。

5．標準市場設計（SMD）について

2003年5月の現状報告において「SMDが本質的に発電設備と送電設備の調和した開発を確保することを目的としていることを明確にした」ことは評価している。しかし、未だその具体的な方策が示されておらず、調和した設備整備がなされるかどうか引き続き注視している。SMDを全米で展開する場合には、引き続き協調のとれた発電・送電設備の確保に配慮した制度設計を実施することを要望する。

6．FERCの規制方針・諸政策の明確化

卸電力市場をはじめとしたFERCの規制方針・政策は、規則案（NOPR）が出た後に最終規則として発出されるまでに時間がかかったり、その過程で政策的な考え方に変更がある等している。そのため、米国の卸売市場での事業機会を考える事業者にとって、規制内容や行政の政策判断に対する予測可能性を低下させ計画的な事業遂行に支障を来しかねない。よって、FERCがNOPRを発出する際には、事前の専門家会合等で利害関係者、州政府党からの意見を十分に聴取し、実現性の高い案を出すことにより、最終規則のとりまとめの予測可能性を高めるとともに実施を円滑化していくことを要望する。

7．卸市場での上限価格（プライスカップ）

いくつかの州では、電力の卸市場において上限価格を設定している場合があり、事業者が投下した費用を回収する際の障害となるおそれがある。2003年5月の現状報告において、「上限価格の設定は市場支配力の乱用を防止するためだけに用いられる」と明記されているが、当該目的を達成する手段は必ずしも上限価格設定に限られるものではなく、事後規制的なアプローチも可能と考えられる。ついては、上限価格の設定が市場支配力の乱用防止という目的に対して最も有効かつ効率的な手段であることを検証することを要望する。

V. 医療機器・医薬品

日本政府は、米国政府とともに、以下の要望事項について、東京とワシントンで開催される予定の医療機器・医薬品作業部会の各会合において、米国食品医薬庁（FDA）の出席も得て有益かつ生産的な議論を行いたいと考えている。

1．調和された薬局方による試験データの受入れ

日本企業が医薬品の承認申請のための試験を実施するに当たっては、薬局方に記載されている試験法による場合が多い。この薬局方については現在、日本、米国及びEUの間で国際調和が図られているところであるが、FDAにおいては、国際調和されたものについても、改めて米国薬局方（USP）基準によった試験データを要求されるケースが認められることから、少なくとも国際調和されたものについては、それにより得られたデータをUSP基準によって得られたものと同等に取り扱うよう要望する。

2．在米日本業界との定期会合

米国における医療機器・医薬品の規制等に関して、日本を含む在米外国製薬業界及び医療機器業界とFDAとの継続的な意味のある意見交換の場を提供することを要望する。

なお、日本の業界が米国を訪問した場合にも積極的に同様の意見交換の場を提供することも併せて要望する。

3．治験用新薬（IND）資料の簡素化

治験段階での情報、特に科学的根拠に基づいた製造管理（CMC）関係について求められる資料が日本に比して過大である。人に投与する治験薬の品質は保証されなければならないが、治験薬製造プロセスとして未だ最適化されていない段階での情報は必要最低限とすることを要望する。

4．日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）ガイドラインの遵守

例えば、非げっ歯類長期反復投与試験については、試験期間は9か月という日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）ガイドラインがあるにもかかわらず、FDAが未だに12か月の試験を要求するケースがあるように、ICHにおいて合意された事項について米国で受け入れられていないことがある。

ガイドラインの形骸化は、FDA、申請者の両方にとってマイナスであり、既に合意に至ったICHガイドラインを遵守することを求める。

5．医療機器規制国際統合化会議（GHTF）合意事項の早期導入

医療機器規制国際統合化会議（GHTF）において合意された事項の中には、基本要件基準等、米国において導入が遅れている事項がある。FDAがすべてのGHTF合意事項を早急に導入することを要望する。

6．医薬品・医療用具の品質管理規制（GMP）相互承認の推進

厚生省（現、厚生労働省）とFDAは、2000年12月に、医薬品製造管理及び品質管理規制（GMP）の査察報告書及び関連の情報を交換していくという協力関係について書簡を交換したところであるが、この協力関係を一層推し進め、製造品質管理の確認に関する事務が効率化し、米国にとっても日本の米国向け輸出業者に対する査察の負担を軽減する「医薬品GMP相互承認」に向けて両国政府間の更なる実質的な協議を開始したい。医療用具GMPについても同様に相互承認に向けて更なる実質的な協議を開始したい。

7．承認申請資料の治験の実施に関する基準（GCP）の相互承認

承認申請資料の治験の実施に関する基準（GCP）適合性の確認に関する事務が効率化され、新薬承認のための審査期間短縮にもつながる「GCP相互承認」に向け、GCP査察に係る情報交換を更に進め、両国政府間の実質的な協議の開始を目指したい。